

(2) 経費支出手続の不備

| 対象受検機関         | 検出事項  | 監査の結果  | 措置の内容   |
|----------------|---|--|---|
| <p>守口東高等学校</p> | <p>委託料等の支出手続を行う際に徴取する請求書については、債権者（住所、氏名及び押印）等の表示がされていなければならない。債権者の押印については、法人の場合、代表者印が必要であるが、下記の2件については、代表者印が押印されていない請求書により、支出命令手続が行われていた。</p> <p>(1) 1年進路適性検査（77,000円）<br/> (2) ホームページ作成委託（210,000円）</p> <p>その要因・理由等を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>担当者（起案者）<br/> ルールは知っていたが、業務が集中していたこともあり、十分に書類を確認できていなかった。</p> <p>決裁者<br/> ルールは知っていたが、十分にチェックできなかった。</p> </div> | <p>大阪府財務規則第40条の規定に違反し、請求書の要件が備わっていない状態で支出命令手続が行われている。<br/> 要件が備わった請求書を速やかに徴取されたい。<br/> 今後は、担当者のみならず関係者・決裁者を含め、関連ルールを十分に認識した上で、担当者及び決裁者のチェックが十分行われるよう取り組まされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b><br/> （支出の命令）<br/> 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b><br/> 3 支出命令(支出命令審査)の留意点<br/> 請求書について<br/> 請求書は省略できる場合(財務規則運用第40条関係第4項)を除き、必ず添付します。請求書は次の要件を備えている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の表示（住所、氏名、押印）</li> <li>・債務者の表示</li> <li>・債権の内容</li> <li>・請求金額</li> <li>・請求年月日（必ず記入されていること）</li> </ul> <p>押印については、<u>法人の場合、代表者印の押印が必要です（社印、団体印のみは不可）</u></p> </div> | <p>代表者印の押印漏れがあった請求書は、代表者印を押印したものを徴収した。<br/> 担当者のみならず事務職員・決裁者を含め、関係法令を十分認識し、そのうえで会計局発行の「支出事務のポイント」および契約局発行の「委託契約締結事務のポイント」をもとに職場内研修を行った。</p> |